

県道玉川菊間線工事請負代金一部前払に関する措置請求

(受付日：平成21年7月1日)

1 請求内容(要旨)

県が支出した県道玉川菊間線工事請負代金の前払金(13,230千円)について、業者が、当該工事に必要な経費以外の支払に充当した疑いや、正当な理由なく工事を遅延させている疑いがあるが県は黙認しており、これらは請負契約違反であるので、知事は前払金の返還を求めるべきである。

2 監査委員の決定

却下

3 決定(却下)の理由

本件請求は、業者が請負契約に違反し、県はこれを黙認したとする旨の違法又は不当な財務会計上の行為(又は怠る事実)があったことが、監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示されていないため、住民監査請求の要件を具備しているものとは認められない。